

【生活環境課からのお知らせ】

家庭ごみの焼却は禁止です！

家庭ごみの焼却、いわゆる「野焼き」は、法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）で一部例外を除き禁止となっています。

家庭ごみはルールを守り指定日にごみ集積所へ出してください。

より良い生活環境を作るため、「野焼き」はやめましょう。

- 焼却炉を使用する場合でも、法に定められた構造基準を満たしたものの以外は、使用することができません。
- ごみを燃やしたときに発生する煙には、有害なダイオキシン等が含まれている恐れがあるだけでなく、臭いが「洗濯物」などについてしまうなど近隣の方に迷惑がかかります。

《例外として認められるものの一部》

- ・風俗習慣又は宗教上の行事に必要な焼却（どんど焼き等）
- ・農業、林業、漁業を営む上でやむを得ない焼却（稲わら、枯草等の焼却） など

※例外として認められる焼却行為であっても、風向きや時間帯、場所等を考慮し、近隣住民の迷惑にならないようご注意ください。

【問い合わせ先】

守谷市役所生活環境課 TEL 0297-45-1111(内線 142～145)